

介護保険負担限度額認定申請書

記入例

年 月 日

(申請先)

熊本県菊池郡菊陽町長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	キクヨウ タロウ		被保険者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5		
被保険者氏名	菊陽 太郎		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
生年月日	明・大・ 昭	20	年	1	月	1	日	性別	男 ・ 女						
住所	〒 869-1192 菊陽町大字久保田 2 8 0 0 番地		連絡先												
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒 869-1103 菊陽苑		(ショートステイの場合は「ショートステイ」と記入) 連絡先												
入所（院）年月日（※）	平・ 令	6	年	4	月	1	日	(※)介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。							

配偶者の有無	有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。																			
配偶者に関する事項	フリガナ	キクヨウ ハナコ																				
	氏名	菊陽 花子																				
	生年月日	明・大・ 昭	平	25	年	6	月	1	日	個人番号	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	住所	菊陽町大字久保田 2 8 0 0 番地		連絡先										232-2508								
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）																					
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税																					

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者		1											
	<input checked="" type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。（受給している年金にOして下さい。以下同じ） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。		2											
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円を超え120万円以下です。		3-											
	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。		3-											
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦は2000万円）、③の方は650万円（同1650万円）、④の方は550万円（1550万円）、⑤の方は500万円（同1500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。													
※通帳等の写しは別添	預貯金額	1 2 3, 4 5 6 円		有価証券 (評価概算額)	0 円		その他 (現金・負債を含む)	()※ 0 円						※内容を記入して下さい	

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	菊陽 花子	連絡先（自宅・勤務先）	232-2508
申請者住所	菊陽町大字久保田 2 8 0 0 番地	本人との関係	妻

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

熊本県菊池郡菊陽町長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和6年 8月 1日

<本人>

住所 菊陽町大字久保田2800番地

氏名 菊陽 太郎

<配偶者>

住所 菊陽町大字久保田2800番地

氏名 菊陽 花子